



記者発表資料



令和7年9月5日  
教育委員会事務局教育総務部  
企画課  
電話 245-5907

## 教育委員会事務点検・評価（令和6年度対象）の結果について

千葉市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、その結果を報告書にまとめましたので、お知らせします。

### 1 概要

法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、毎年度、教育委員会が実施した事務事業等について、教育に係る学識経験を有する評価委員の知見を活用しながら点検・評価を行っています。

令和6年度の点検・評価の結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、市民等に公表します。

### 2 報告書の主な内容

- (1) 教育委員会の活動状況
- (2) 教育委員会による自己評価
- (3) 評価委員による評価

### 3 公表方法

- (1) 行政資料室（市役所低層棟2階）に配架
- (2) 市ホームページ「教育委員会事務の点検・評価」に掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/tenken-hyouka.html>



#### ＜参考＞地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。